

## 南アルプス市地方就職支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び南アルプス市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、山梨県と共同して行う地方就職学生支援事業において、東京圏内（条件不利地域を除く。）の大学を卒業した学生の本市への移住を伴う県内就職を支援するため、予算の範囲内において南アルプス市地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱及び南アルプス市補助金等交付規則（平成15年南アルプス市規則第43号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、南アルプス市移住支援金交付要綱（令和3年南アルプス市告示第127号）において使用する用語の例による。

### (支援金の額等)

第3条 支援金の額は、採用面接に係る往復交通費の2分の1の額とし、5,000円を限度とする。

2 支援金の交付回数は、1人1回を限度とする。

### (交付対象者)

第4条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 移住に係る要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住前の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住後の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後にこの条第1号イ（ア）の内定している企業（次条において「内定先企業」という。）に就職し、本市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
  - (イ) 本市の市税に滞納がないこと並びに申請年度及びその前年度における前住所地の市区町村税に滞納がないこと。
  - (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - (エ) その他市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に係る要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 就業先に関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。
    - (ア) 勤務地が、山梨県内に所在すること。
    - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業者でないこと。
    - (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
    - (エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
    - (オ) 就業先が、3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
  - イ 就業条件等に関する要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。
    - (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
    - (イ) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。
- (交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南アルプス市地方就職支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 内定先企業による内定証明書（様式第2号）
- (2) 交通費の領収書
- (3) 写真付き本人確認書類の写し（写真がない場合は、公的機関が発行する公的証明書の写し又はそれに準ずるものとして市長が認めたもの）
- (4) 前条の要件を満たすことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、支援金の交付の額を決定し、南アルプス

市地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づく審査を行った結果、支援金を交付することが適当でないと認めるときは、南アルプス市地方就職支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 支援金の交付を受けた者（次条において「交付決定者」という。）は、前条の規定により交付決定を受けた支援金の交付を請求しようとするときは、南アルプス市地方就職支援金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、原則として3月以内に支援金を交付するものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 申請者が、虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けた場合
- (2) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
- (3) 支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）
- (4) 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3月以内に第4条第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。）
- (5) 転入日から3年未満に他の市区町村に転出した場合
- (6) 転入日から3年以上5年以内に他の市区町村に転出した場合

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、次に定めるところにより支援金の返還を命ずるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、疾病等の場合であって、山梨県知事及び市長がやむを得ない事由があるものとして認めたときは、この限りでない。

- (1) 前項第1号から第5号までの規定に該当する場合 全額
- (2) 前項第6号の規定に該当する場合 半額

- 3 市長は、前項の規定により支援金の返還を命ずる場合は、南アルプス市地方就職支援金返還請求書（様式第6号）により、期限を定めて返還を請求するものとする。

（報告及び調査）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年6月1日以後の採用面接に係る往復交通費について適用する。